

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：社会福祉諸費

事業名 地域生活定着支援事業運営委託費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 地域福祉課 地域福祉係 電話番号：058-272-8435

E-mail：c11219@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 28,220 千円（前年度予算額：21,002 千円）

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	21,002	16,167	0	0	0	0	0	0	4,835
要求額	28,220	21,165	0	0	0	0	0	0	7,055
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

高齢又は障がいを有するため福祉的な支援を必要とする矯正施設の出所予定者について、本人が矯正施設入所中から、出所後直ちに福祉サービス（障がい者手帳の発給、福祉施設への入所等）に繋げる準備を進め、出所予定者の社会復帰を支援する「地域生活定着支援センター」の運営を委託。

令和3年度から矯正施設入所者に加え、刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等も対象に実施する。

(2) 事業内容

【地域生活定着支援センターの業務内容】

・コーディネート業務

退所又は釈放までに、福祉サービス利用に必要な準備（帰住地の設定、療育手帳の取得、障害年金等の受給申請等）を行う。また、社会福祉士が適切な福祉サービスをコーディネートする。

・フォローアップ業務

本人を受け入れた社会福祉施設等を定期的に訪問し、本人に対する処遇、福祉サービスの利用等に関する助言を行う。また、本人の希望に応じ、就労による社会復帰をフォローアップする。

- ・相談支援業務

矯正施設からの退所に備え、福祉サービスの利用に繋げるため等の相談を行う。また必要な場合は、法律面での相談にも応じる。

- ・関係諸機関との連携
- ・啓発活動

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・国 3 / 4 相当 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金対象事業

(平成 30 年度まで国の補助要綱上の補助率は 10 / 10 だったが、令和元年度以降は 3 / 4 相当の額を計算式で積算する定額補助となった。また、平成 30 年度末に策定した岐阜県再犯防止推進計画において、県が再犯防止のための施策に積極的に取り組む旨が盛り込まれているため、県としての費用負担は必要不可欠である。)

(4) 類似事業の有無

なし

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	28,220	地域生活定着支援事業運営のための委託料
合計	28,220	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 国・他県の状況

地域生活定着支援センターは、厚生労働省により平成 21 年 7 月から全都道府県への設置が進められ、現在全国 47 都道府県に設置済みである。

(2) 事業主体及びその妥当性

本事業を実施するにあたっては、

- ・社会福祉士、精神保健福祉士等の資格を有する者又はこれと同等に業務を行うことが可能であると認められる者を設置できること
- ・情報の秘匿性が高いことから公共性の高い事業者であること

が必要であることから、これらの要件を満たし、福祉の分野における十分な理解と経験を有する岐阜県福祉事業団に委託することとしている。

事業評価調査書

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

高齢又は障がいにより、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者等に対し、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援し、再犯防止に資するとともに、安全・安心な社会を目指します。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
刑法犯検挙者に占める再犯者の割合 (再犯者率)	— ()	43.7% (H28)	43.4% (H29)	43.6% (H30)	41.7% (R5)	95.6%

○指標を設定することができない場合の理由

(前年度の取組)

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

○コーディネート業務：令和元年度末実績 163件

矯正施設内での面接により福祉サービス等に係るニーズの確認等を行い、受け入れ先施設の斡旋、及び福祉サービスに係る申請支援等を行った。

○啓発活動

市民講座や関係団体主催会議において、地域生活定着支援センターの概要説明等を実施

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

福祉の支援が必要な方に対し、保護観察所、刑務所、更生施設及び関係市町村等と協働して、地域の中で自立した日常生活を送ることができるように継続的な支援を行っている。司法と福祉が連携して、矯正施設等の出所者の社会復帰を支援することで、再犯防止へと繋げている。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い	
(評価) ○	高齢又は障がいをもつるため福祉的な支援を必要とする矯正施設の出所予定者等の地域生活への定着を支援することは、更生や犯罪の予防につながり、安全で安心な社会づくりに寄与するものであり、事業の必要性が高い。
・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	令和元年度末までに実施したコーディネート業務は 163 件であり、うち 3 件は、矯正施設から退所し、アパート等の受入先に帰住等している。
・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある	
(評価) ○	事務の見直しにより、人件費・需用費・役務費等、事業にかかる経費の削減を図っている。

(今後の課題)

・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項	
○業務量の増大 平成 22 年 1 月の事業開始以降、関係機関とのネットワークを構築、岐阜保護観察所と協働し、対象者に対する支援を実施してきたところであるが、受け入れ後のフォローアップ業務に移行した支援対象者が増加してきており、取り扱う業務量が増加している。	
○支援対象者に対する業務内容の明確化 厚生労働省において、地域生活定着支援センターの支援対象者業務内容について明確な基準が定められていないため、どこまでを業務として行うかの判断が困難。	
○受入先の確保 矯正施設出所者であることから、受入先の確保が困難な場合が多い。	

(次年度の方向性)

・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 今後、安全・安心なまちづくりを着実に推進していくためには必要な事業であり、また、地域生活定着支援センターが全都道府県に設置され、相互の連携が必要とされることから、今後も継続して実施する。	
--	--